

平成28年度税制改正に伴う外形標準課税法人に係る法人事業税の税率の改正について

平成28年度税制改正において地方税法が改正され、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（外形標準課税法人）について、平成28年4月1日以後開始する事業年度の法人事業税所得割の税率を引き下げ、付加価値割及び資本割の税率を引き上げることとされました。

東京都は、地方税法の改正を踏まえ、外形標準課税法人に係る税率を下記のとおり改正しました。改正後の税率は、平成28年4月1日以後開始する事業年度に適用されます。本改正を盛り込んだ「東京都都税条例の一部を改正する条例（平成28年東京都条例第79号）」を平成28年3月31日に公布しました。

なお、平成29年4月1日以後開始する事業年度について、地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人住民税法人税割の税率引下げに伴い、法人事業税及び法人住民税の税率が改正されます。東京都における税率については、平成28年第二回定例会以後の東京都議会に、東京都都税条例の改正として提案する予定です。

【法人事業税の税率の改正】

平成28年4月1日以後開始する事業年度に適用

区分	法人の種類	所得等の区分	改正前		改正後		
			平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		平成28年4月1日以後開始する事業年度		
			(標準税率) [%]	超過税率 [%]	(標準税率) [%]	超過税率 [%]	
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割	年400万円以下の所得	(1.6)	1.755	(0.3)	0.395
			年400万円を超え年800万円以下の所得	(2.3)	2.53	(0.5)	0.635
			年800万円を超える所得又は軽減税率不適用法人	(3.1)	3.4	(0.7)	0.88
		付加価値割	—	0.756	—	1.26	
		資本割	—	0.315	—	0.525	

※ 東京都においては、外形標準課税法人に対しては超過税率を適用しています。

※ ()内の標準税率は、東京都での所得割への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

※ 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。